

## 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業の 事務手続等における課題とその対応案について

### (1) 課題

#### 1 事業募集～事前協議

○提案受付後、選考委員会までの間、提案者と事業協力課及び協働文化推進課で、提案された事業の内容について、協議及び調整を行ったが、課題、事業の目的の共有や、役割分担の明確化、事業の見積もりなどについて、正式な申請の前に、十分な時間と回数を重ねて協議調整を行う必要がある。

○今回は平成27年度になってから提案の募集を行ったが、出来るだけ年度の早い時期から事業開始が出来るよう、早めの募集を行う必要がある。

○事業が採択される前（事前協議の前）から事業協力課が決まっていると、採択されなくても事業に協力するものと誤解を受ける恐れがある。

#### 2 事業の選考～採択

○選考委員会における事業協力課及び協働文化推進課の説明では、提案者の事業についての考えや思いが十分に伝えることが難しい場合があり、提案者からの説明の機会が必要と考えられる。

○選考委員会で事業予算の見積内容に質問が及んだとき、事業協力課及び協働文化推進課では、十分な説明ができない場合があると考えられる。

○庁内組織による選考は、外部委員がいないため、透明性について課題が残るという意見がある。

## (2) 事務局の改善案

- ①申請期間の前に、事前相談期間(約2ヶ月)を設け、関係課と協働文化推進課が提案者と事業や事業費等について事前相談・協議・調整等を行う。
- ②事前協議等の時間を十分にとるため、申請期間は2週間程度と短くする。
- ③4月に提案者からのプレゼンテーションの機会を設ける
- ④町職員で構成されている選考委員会に外部委員に参加いただく

### 【選考委員会(案)】(全体で10名程度)

- ・町職員 2名(部長級職員)
- ・まちづくり推進会議委員 4名(会長・副会長・ほか2名)
- ・公募委員 若干名
- ・学識経験者 若干名  
(寒川町ボランティア連絡協議会、寒川町社会福祉協議会等)

※他にも選考委員会にオブザーバーとして、学識経験者に参加してもらうなどの方法も考えられる。

- ⑤選考については、申請書類に基づく採点による選考から、提案者のプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ、選考委員の採点により選考を行う。
- ⑥これらの手続きにより提案事業の熟度及び選考の透明性を確保していく。